

【未定稿】

(仮称) 四万十市水害に強い土地利用条例施行規則 (案)

令和〇年〇月〇日

規則第〇号

(趣旨)

第1条 この規則は、四万十市水害に強い土地利用条例（令和〇年四万十市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 条例第2条第1項第2号の浸水予想区域とは、平成26年6月豪雨による浸水被害が発生した相ノ沢区域とする。ただし、条例施行日における農地法第4条第6項第1号ロ（2）で定める農地及び1千平方メートル以上の雑種地を除く区域（別図第1）とする。

(行為の内容)

第3条 条例第2条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 塀、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置により氾濫水の貯留機能を減少させる行為
- (2) ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
- (3) ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）

(周知に関する事項)

第4条 条例第6条第1項の規定による行為に際して周辺住民へ周知する内容は、次のとおりとする。

- (1) 行為の土地の所在、地番、地目
- (2) 行為の面積
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の内容

(市への報告に関する事項)

第5条 条例第6条第2項に規定する行為の、周辺住民への周知に関する市への報告は、別記様式1号により行うものとする。

(届出を要しない行為)

第6条 条例第7条第1項ただし書で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 非常災害対応のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為
- (3) 土地改良法による認可を受けて行う土地改良事業
- (4) 盛土厚50cm未満の盛土又は埋め立て行為
- (5) 通常の維持管理行為又は軽易な行為（条例第7条第1項に定める面積未満、または前項の盛土厚未満であっても連続又は隣接して行為を行い、又は機能的に一体とみられる行為の合計面積または盛土厚がそれぞれに規定する数値を超える場合を除く。）

(貯留浸透阻害行為に関する計画書)

第7条 条例第7条第1項の届出は、別記様式2によるものとする。

2 条例第7条第1項第4号及び第5号の各計画は、内容が明確に分かるよう記載された計画書及び計画図により定めなければならない。

【未定稿】

- 3 前項の計画書は、同項の行為の計画の方針、浸水予想区域における行為の区域内（施設に係る集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該を超える区域を含む。以下同じ。）の土地の現況及び行為並びに施設に係る計画を記載したものでなければならない。

（計画書の記載事項）

第8条 条例第7条第1項第6号で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 行為の監理者
- (2) 行為の設計者
- (3) 行為の期間
- (4) その他必要な事項

（計画書の添付図書等）

第9条 条例第7条第2項で定める図書は次に掲げるものとし、図面は、別表1の定めるところにより作成したものでなければならない。

- (1) 施設の計画が第10条に規定する基準に従い講じたものであることを証する書類
- (2) その他市長が求める書類

（施設の計画についての技術的基準）

第10条 条例第7条第3項の規則で定める技術的基準は、その施設の計画が、流出雨水量の最大値が行為によって増加することのないように定められたものであることとする。

- 2 次項第3号における行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、行為が行われる前の流出雨水量の最大値を上回らないよう定められたものであることとする。
- 3 前項の流出雨水量の最大値は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める値とする。

- (1) 行為が行われる前の流出雨水量の最大値

別表2で定める降雨が生じた場合における10分ごとの行為区域からの流出雨水量として次に掲げる式により算定したもの（以下この項において「各時間毎流出雨水量」という。）のうち最大の値。ただし、当該行為区域内に行為をしようとする者が、自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存するときは、各時間毎流出雨水量の雨水が当該雨水貯留浸透施設に流入した場合に、当該雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法、その他合理的な方法により算定したもののうち最大の値とする。

$$Q = (1 / 360) C \cdot I \cdot (A / 10,000)$$

（この式において、Q、C、I及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

Q 行為区域からの流出雨水量（ $m^3 / sec$ ）

C 行為区域の平均流出係数

I 別表2で定める降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値（単位は $mm / h$ 、洪水到達時間は10分とする。）

A 行為区域の面積（単位は平方メートル）

- (2) 行為が行われた後の流出雨水量の最大値

各時間毎流出雨水量の雨水が行為に係る雨水貯留浸透施設（当該行為区域内に当該行為をしようとする者が、自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存する場合にあっては、当該雨水貯留浸透施設を含む。）に流入した場合に、当該施設に係る雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を、当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法、その他合理的な方法により算定したもののうち最大の値

- 4 前項第1号の行為区域の平均流出係数は、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数として別表3に定めるものを、当該行為区域の土地利用形態ごとの面積により加

【未定稿】

重平均して求めるものとする。

(変更等の届出)

第11条 条例第8条第1項の届出をしようとする者は、別記様式3によるものとする。

(軽微な変更)

第12条 条例第8条第1項で規定する軽微な変更は、次の各項に掲げるものとする。

- (1) 行為の実施に関し通常必要と認められる軽微な変更
- (2) その他浸水被害の防止に支障のない軽易な変更

(標識の記載事項及び様式)

第13条 条例第9条で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 届出の受理年月日及び受理番号
- (3) 行為期間及び行為区域の面積
- (4) 行為の目的
- (5) 行為の内容（盛土の高さ等）
- (6) 現場責任者の氏名

2 前項の標識の様式は、別記様式4によるものとする。

(完了等の届出)

第14条 条例第12条の完了の届出をしようとする者は、別記様式5によるものとし、廃止の届出をしようとするものは、別記様式第6によるものとする。

(承継の届出)

第15条 条例第13条第2項の規定による届出は、別記様式7によるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。



別表1（第7条、第9条関係）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	行為の区域及び、その周辺の状況がわかるもの	1/2,500以上	
現況図	地形、行為区域の境界、並びに行為区域内及び行為区域周辺の公共施設  地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態ごとの面積	1/1,000以上	地形は、平面図、縦断図、及び横断図により示すこと。
行為の計画図	当該行為により設置される物件の場所及び形状	1/600以上	平面図、縦断図、及び横断図により示すこと。
	当該行為により設置される物件の構造の詳細	1/600以上	
	当該行為を行った後の行為区域の形状	1/600以上	平面図、縦断図、及び横断図により示すこと。
行為断面図	行為前後の地盤高及びその土量	1/600以上	盛土高及び埋立高を示すこと。
施設計画平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、断面寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、及び放流先の名称、排水系統、断面寸法	1/600以上	
施設の位置図	施設の計画位置又は計画区域及び集水区域	1/2,500以上	
施設の計画図	貯留浸透施設の形状	1/600以上	平面図、縦断図、及び横断図により示すこと。
	貯留浸透施設の構造の詳細	1/500以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。
公図の写し	行為の区域及び、行為の区域に隣接する土地を含むもの	任意	連続図により示すこと。

【未定稿】

別表 2 (第10条関係)

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
<b>5</b>	0-10	<b>5.0</b>	<b>11</b>	0-10	<b>18.0</b>	<b>17</b>	0-10	<b>8.0</b>	<b>23</b>	0-10	<b>33.0</b>
	10-20	<b>5.0</b>		10-20	<b>18.0</b>		10-20	<b>8.0</b>		10-20	<b>33.0</b>
	20-30	<b>5.0</b>		20-30	<b>18.0</b>		20-30	<b>8.0</b>		20-30	<b>33.0</b>
	30-40	<b>5.0</b>		30-40	<b>18.0</b>		30-40	<b>8.0</b>		30-40	<b>33.0</b>
	40-50	<b>5.0</b>		40-50	<b>18.0</b>		40-50	<b>8.0</b>		40-50	<b>33.0</b>
	50-60	<b>5.0</b>		50-60	<b>18.0</b>		50-60	<b>8.0</b>		50-60	<b>33.0</b>
<b>6</b>	0-10	<b>12.0</b>	<b>12</b>	0-10	<b>17.0</b>	<b>18</b>	0-10	<b>8.0</b>	<b>24</b>	0-10	<b>18.0</b>
	10-20	<b>12.0</b>		10-20	<b>17.0</b>		10-20	<b>8.0</b>		10-20	<b>18.0</b>
	20-30	<b>12.0</b>		20-30	<b>17.0</b>		20-30	<b>8.0</b>		20-30	<b>18.0</b>
	30-40	<b>12.0</b>		30-40	<b>17.0</b>		30-40	<b>8.0</b>		30-40	<b>18.0</b>
	40-50	<b>12.0</b>		40-50	<b>17.0</b>		40-50	<b>8.0</b>		40-50	<b>18.0</b>
	50-60	<b>12.0</b>		50-60	<b>17.0</b>		50-60	<b>8.0</b>		50-60	<b>18.0</b>
<b>7</b>	0-10	<b>16.0</b>	<b>13</b>	0-10	<b>14.0</b>	<b>19</b>	0-10	<b>19.0</b>	<b>1</b>	0-10	<b>37.0</b>
	10-20	<b>16.0</b>		10-20	<b>14.0</b>		10-20	<b>19.0</b>		10-20	<b>37.0</b>
	20-30	<b>16.0</b>		20-30	<b>14.0</b>		20-30	<b>19.0</b>		20-30	<b>37.0</b>
	30-40	<b>16.0</b>		30-40	<b>14.0</b>		30-40	<b>19.0</b>		30-40	<b>37.0</b>
	40-50	<b>16.0</b>		40-50	<b>14.0</b>		40-50	<b>19.0</b>		40-50	<b>37.0</b>
	50-60	<b>16.0</b>		50-60	<b>14.0</b>		50-60	<b>19.0</b>		50-60	<b>37.0</b>
<b>8</b>	0-10	<b>14.0</b>	<b>14</b>	0-10	<b>9.0</b>	<b>20</b>	0-10	<b>27.0</b>	<b>2</b>	0-10	<b>19.0</b>
	10-20	<b>14.0</b>		10-20	<b>9.0</b>		10-20	<b>27.0</b>		10-20	<b>19.0</b>
	20-30	<b>14.0</b>		20-30	<b>9.0</b>		20-30	<b>27.0</b>		20-30	<b>19.0</b>
	30-40	<b>14.0</b>		30-40	<b>9.0</b>		30-40	<b>27.0</b>		30-40	<b>19.0</b>
	40-50	<b>14.0</b>		40-50	<b>9.0</b>		40-50	<b>27.0</b>		40-50	<b>19.0</b>
	50-60	<b>14.0</b>		50-60	<b>9.0</b>		50-60	<b>27.0</b>		50-60	<b>19.0</b>
<b>9</b>	0-10	<b>15.0</b>	<b>15</b>	0-10	<b>9.0</b>	<b>21</b>	0-10	<b>47.0</b>	<b>3</b>	0-10	<b>30.0</b>
	10-20	<b>15.0</b>		10-20	<b>9.0</b>		10-20	<b>47.0</b>		10-20	<b>30.0</b>
	20-30	<b>15.0</b>		20-30	<b>9.0</b>		20-30	<b>47.0</b>		20-30	<b>30.0</b>
	30-40	<b>15.0</b>		30-40	<b>9.0</b>		30-40	<b>47.0</b>		30-40	<b>30.0</b>
	40-50	<b>15.0</b>		40-50	<b>9.0</b>		40-50	<b>47.0</b>		40-50	<b>30.0</b>
	50-60	<b>15.0</b>		50-60	<b>9.0</b>		50-60	<b>47.0</b>		50-60	<b>30.0</b>
<b>10</b>	0-10	<b>19.0</b>	<b>16</b>	0-10	<b>8.0</b>	<b>22</b>	0-10	<b>61.0</b>	<b>4</b>	0-10	<b>5.0</b>
	10-20	<b>19.0</b>		10-20	<b>8.0</b>		10-20	<b>61.0</b>		10-20	<b>5.0</b>
	20-30	<b>19.0</b>		20-30	<b>8.0</b>		20-30	<b>61.0</b>		20-30	<b>5.0</b>
	30-40	<b>19.0</b>		30-40	<b>8.0</b>		30-40	<b>61.0</b>		30-40	<b>5.0</b>
	40-50	<b>19.0</b>		40-50	<b>8.0</b>		40-50	<b>61.0</b>		40-50	<b>5.0</b>
	50-60	<b>19.0</b>		50-60	<b>8.0</b>		50-60	<b>61.0</b>		50-60	<b>5.0</b>

【未定稿】

別表 3（第10条関係）

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路（法面を有しないものに限る。）	0.90
道路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0.90
鉄道線路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
飛行場（法面を有しないものに限る。）	0.90
飛行場（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.50
運動場その他これに類する施設 （雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

※特定都市河川浸水被害対策法施行規則で規定する流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数

【未定稿】

別記様式1（第5条関係）

年 月 日

## 周 辺 住 民 説 明 報 告 書

四 万 十 市 長 様

（事業者）  
住 所  
氏 名  
電話番号

四万十市水害に強い土地利用条例第6条の規定により、貯留浸透阻害行為の周知を行いましたので下記のとおり提出します。

### 記

（1）行為の土地の所在、地番、地目

（2）行為の面積

（3）行為の目的

（4）行為の内容

（5）説明に用いた書面及び図面

（6）説明会又は個別説明の概要

（7）添付書類

位置図、現況図、計画図（排水施設計画を含む）、説明会議事録、出席者名簿（事業者を含む）、状況写真



別記様式2（第7条関係）

年 月 日

## 貯留浸透阻害行為に関する計画書

四万十市長 様

（事業者）住 所  
氏 名  
電話番号

四万十市水害に強い土地利用条例第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

### 記

（1）行為の土地の所在、地番、地目

（2）行為の面積

（3）行為の目的

（4）行為に関する計画の概要

（5）施設の計画の概要

（6）行為の監理者

住所

氏名

（7）行為の設計者

住所

氏名

（知事登録 第 号）

連絡先

（8）行為の期間

着手予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

（9）その他必要な事項

### 備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 行為及び施設計画については、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 「その他必要な事項」の欄には、行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

別記様式3（第11条関係）

年 月 日

## 貯留浸透阻害行為に関する変更計画書

四万十市長 様

（事業者）住 所  
氏 名  
電話番号

四万十市水害に強い土地利用条例第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

### 記

（1）行為の土地の所在、地番、地目

（2）行為の面積

（3）行為の目的

（4）当初届出受理 年 月 日 第 号

（5）変更理由

（6）前回変更年月日 年 月 日 第 号

（7）変更事項  
（変更前）

（変更後）

### 備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 変更に伴い必要となる施設が、技術的基準に従い講じられているか確認しますので、※印欄は記載しないこと。

※受付年月日 年 月 日

※確認年月日 年 月 日

【未定稿】

別記様式4（第13条関係）

90cm以上		
60cm以上	四万十市水害に強い土地利用条例による 行為計画標識	氏名又は名称及び 代表者の氏名 住所 連絡先
	届出の受理年月日 及び番号	年 月 日 第 号
	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	行為区域の面積	
	行為の目的	
	行為の内容	
	現場責任者の氏名	
50cm以上		

【未定稿】

別記様式5（第14条関係）

年 月 日

## 貯留浸透阻害行為完了届出書

四万十市長 様

(事業者) 住 所  
氏 名  
電話番号

四万十市水害に強い土地利用条例第12条の規定により、貯留浸透阻害行為  
(届出受理： 年 月 日 第 号) が下記のとおり完了しましたので届け出  
ます。

### 記

(1) 行為の土地の所在、地番、地目

(2) 行為の面積

(3) 行為の目的

(4) 完了年月日 年 月 日

### 備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 完了の時点において、施設が技術的基準に従い講じられているか確認しますので、※印欄は記載しないこと。

※受付年月日 年 月 日

※確認年月日 年 月 日

【未定稿】

別記様式6（第14条関係）

年 月 日

## 貯留浸透阻害行為廃止届出書

四万十市長 様

(事業者) 住 所  
氏 名  
電話番号

四万十市水害に強い土地利用条例第12条の規定により、貯留浸透阻害行為  
(届出受理： 年 月 日 第 号)を下記のとおり廃止しましたので届け  
出ます。

### 記

(1) 行為の土地の所在、地番、地目

(2) 行為の面積

(3) 行為の目的

(4) 廃止の理由

(5) 廃止年月日 年 月 日

### 備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 廃止の時点において、施設が技術的基準に従い講じられているか確認しますので、※印欄は記載しないこと。

※受付年月日 年 月 日  
※確認年月日 年 月 日

【未定稿】

別記様式7（第15条関係）

年 月 日

## 貯留浸透阻害行為承継届出書

四万十市長 様

(事業者) 住 所  
氏 名  
電話番号

四万十市水害に強い土地利用条例第13条の規定により、貯留浸透阻害行為  
(届出受理： 年 月 日 第 号) を下記のとおり継承しましたので届け  
出ます。

### 記

(1) 行為の土地の所在、地番、地目

(2) 行為の面積

(3) 行為の目的

(4) 継承の理由

(5) 継承年月日 年 月 日

(6) 前事業者

氏 名  
住 所

### 備考

- 1 権原を所得したことを証する書類を添付すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないでください。

※受付年月日 年 月 日  
※確認年月日 年 月 日